(国土交通省)

		(国土父週名)			
制	度名	工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置の延長			
税	目	印紙税(印紙税法、租税特別措置法第91条)			
要	Lab				
望	-	本制度の適用期間(現行:平成23年3月31日まで)を平成25年3月3日まで2年間延長する。			
の		— 百万円			
内		平年度の減収見込額 (▲11,400百万円) (制度自体の減収額)			
容		(中)及口 FT**(7/1%~及12)			
	(1) ī	政策目的			
	産業全	&工事請負及び不動産譲渡に係る消費者負担の軽減を図り、建設業・不動 全体において、活発な建設投資・不動産取引が行われうる環境の整備を図 :もに、印紙税課税にかかる不公平感の緩和を図る。			
新	(2)	施策の必要性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
設		記市場は継続的に縮小し、平成22年度には、建設投資額がピーク時			
		平成4年:84兆円)の半分以下である41兆円(昭和52年の水準)			
拡		で落ち込む見込みである。こうした中で、建設企業の経営環境はかつて			
	_	いほど厳しさを増している。中小零細企業が9割を占める建設業は各地			
充	-	における基幹産業の役割を担っており、各地域の活性化や雇用の維持と う観点からも、その再生が重要な政策課題となっている。GDPの約1			
又		を占める建設投資の回復は、我が国経済の活性化にとっても必要不可欠			
は		ある。このような情勢を踏まえれば引き続き、建設投資の活性化を強力			
延	-	推進する必要がある。			
長		設業は総合組立産業であり、下請、孫請が重層的な下請契約関係の中で			
を	加	事を行っているため、印紙税は、一つの工事であっても多重に課され、 えて売買段階でも課されることとなる。このため、課税企業より最終的			
必		転嫁を受ける消費者に対して相当の負担を発生させている。また、リー ンショック以降の不動産市場においては、マンション分譲の落ち込みな			
要	نع	の市況が低迷しており、不動産市場の活性化を推し進め、景気回復を確			
٤		なものとするため、不動産取引の円滑化・不動産流通コストの抑制が必 であり、印紙税の軽減措置延長は必要な措置である。			
す	③ 建				
る	や	労働者へのしわ寄せの問題が顕在化している。国土交通省では、こうし			
理	. –	状況を踏まえ、契約の対等化・明確化のための書面契約の徹底を含め、 請へのしわ寄せを防止するための総合的な対策を強化することとしてい			
由	に が 指 面	が、現行の軽減措置が継続されない場合、これまで建設業法に則り適正書面契約を行ってきた者にとって新たな負担増となり、書面契約率が下る恐れがあるほか、書面契約を行っていない者に対する行政の取締り、導監督、普及啓発等の効果についても減殺することになる。よって、書契約の推進という観点からも、少なくとも軽減措置を延長することが必である。			

今回の要望に関連する事項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	 ① 工事請負契約書に係る印紙税 ・政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 ・施策目標 3 5 建設市場の整備を推進する ② 不動産譲渡契約書にかかる印紙税 ・政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 ・施策目標 3 4 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する に包含。
		政 策 の 達成目標	建設工事における書面契約の促進を図るとともに、不動産譲渡に係る消費者負担の軽減により、建設投資・不動産取引の活性化を図る。 ① 工事請負契約書に係る印紙税 民間建設投資の回復 平成30年度 41.1兆円 書面による工事請負契約率 平成24年度まで現状の契約率を維持させる。 ② 不動産譲渡契約書に係る印紙税 不動産流通市場の環境整備の推進による不動産市場の拡大、活性化の状況を示す指定流通機構(レインズ)における売却物件の登録件数 平成23年度 274千件
		租税特別措 置の通長期間 同上の期間 中の達標	2年間 ① 工事請負契約書に係る印紙税 民間建設投資の回復 書面による工事請負契約率 「政策の達成目標に同じ」 ② 不動産譲渡契約書に係る印紙税 指定流通機構(レインズ)における売却物件の登録件数 「政策の達成目標に同じ」
		政策目標の 達 成 状 況	取引頻度の高い工事請負契約や不動産譲渡契約において上記のように負担軽減がなされたことにより、建設投資・不動産取引の円滑化及び不動産流通コストの抑制が一定程度図られた。引き続き本軽減措置の継続が必要である。 エ事請負契約 民間建設投資の回復 平成21年度 24.5兆円 平成21年度下請取引等実態調査 書面による工事請負契約率 約80% 不動産譲渡契約 指定流通機構 (レインズ) における売却物件の登録件数 平成21年度 276千件
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	工事請負契約書数 約 1,092,192 件 不動産譲渡契約数 約 398,651 件

	ı		
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	工事請負契約数は約110万件、不動産譲渡契約数も約40万件(平成21年度国土交通省調べ)となっており、これら膨大な契約数について、印紙税の軽減措置が適用されている。本軽減措置は、建設業者、宅地建物取引業者のみならず、最終的には、消費者等に係る不動産流通コスト等の負担軽減に寄与しており、活発な建設投資・不動産取引が行われうる環境の整備に効果があるといえる。
		当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	なし
	相	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	なし
	当性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	なし
		要望の措置の 妥 当 性	活発な建設投資・不動産取引が行われ得る環境の整備を図るためには、取引等に係るコストを低減することが効果的であり、本措置を講じることは的確かつ必要な措置である。 工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税は、他文書と比べて高額であり、印紙税課税に係る不公平感の緩和のためにも、軽減の延長は的確かつ必要な措置である。
₹ ₹	こしま	租税特別 措 置 の 適用実績	過去3年間の軽減措置の推計減収額(推計値) 平成21年度 9,100百万円 平成20年度 10,700百万円 平成19年度 11,800百万円
の租税特別措置		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	印紙税の軽減措置は、不動産流通コスト等の負担軽減に寄与することにより不動産取引を活発化させ、建設・不動産投資を押し上げるとともに、下請企業対策の一環としての書面契約の推進につながるため、効果が存するといえる。 政策目標である民間建設投資の回復については、平成21年度は24.5兆円(見込)と目標は達成されておらず、引き続き本軽減措置が必要である。 また、本軽減措置の適用により、指定流通機構(レインズ)における登録件数については、目標指標が順調に推移している。
と交易に関連できる事項	の適用矣責と効果に関連する事頁	前回要望時 の達成目標	建設工事請負及び不動産譲渡に係る消費者負担の軽減を図り、建設投資、不動産取引の活発化を図る。 ① 工事請負契約書にかかる印紙税 民間建設投資の回復 平成30年度41.1兆円 ② 不動産譲渡契約書に係る印紙税 指定流通機構(レインズ)における売却物件の登録件数 平成23年度 274千件

前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	契約金額1千万円以上の不動産売買に関する契約書(1号文書)及び工事請負契約書(2号文書)についての税率引き下げが2年間延長されているが、建設投資、不動産取引は引き続き低迷しており、目標に達したとはいえない。
これまでの 要 望 経 緯	平成9年度税制改正要望において、1,2号文書に係る印紙税の廃止要望を行い、租税特別措置法において、税率の一部引き下げが行われた。その後、平成11年度、平成13年度、平成15年度、平成17年度、平成19年度及び平成21年度税制要望において、同法の延長要望を行い、認められた。